

岐阜市の伝統文化を活用した夜間イベント企画運営等業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、鶺鴒のオフシーズンにおける魅力的なナイトタイムエコノミーとして、国の伝統的工芸品に指定された岐阜和傘、岐阜提灯等を用いた「岐阜市ならではの」の灯りイベントを実施するとともに、岐阜市のフォトツーリズムに資するよう写真を活用した魅力発信を行うことで、岐阜市への誘客促進に繋げることを目的とした業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。

応募者は、この実施要領、岐阜市の伝統文化を活用した夜間イベント企画運営等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)等の内容を踏まえ、企画提案書その他必要な書類を提出すること。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

岐阜市の伝統文化を活用した夜間イベント企画運営等業務委託

### (2) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から令和5年2月15日(水)まで

### (4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

### (5) 予定価格

10,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

## 3 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定による資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 平成29年度から令和3年度までにおける、国、地方公共団体及び観光協会(それらが加入する実行委員会等を含む)を相手方としたイルミネーションイベント業務を受託した実績(以下「業務実績」という。)があること。

#### 4 スケジュール

(1) 公告期間

令和4年6月30日(木)から令和4年7月25日(月)

(2) 質問受付期間

令和4年6月30日(木)から令和4年7月7日(木)午後5時まで

(3) 質問回答期限

令和4年7月12日(火)

(4) 参加表明書及び企画提案書の受付期間

令和4年6月30日(木)から令和4年7月25日(月)午後5時まで

(5) 審査日(プレゼンテーション開催日程)

令和4年7月下旬(予定)

(6) 審査結果通知

契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知する。

(7) 契約の締結

令和4年8月上旬

※日程については、委託者であるGIFUナイトビュー事業実行委員会(以下、実行委員会)の都合により変更する場合があります。

#### 5 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書(様式1)……………1部
- ② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)……1部
- ③ 業務実績が確認できる契約書等の写し(様式任意)……1部
- ④ 経費見積書(様式3)……………1部
- ⑤ 経費見積内訳書(様式任意)……………1部
- ⑥ 企画提案書(様式任意)……………7部
- ⑦ 業務実績の一覧及び実施が分かる資料(様式任意)……7部
- ⑧ 仕様書「6 付加提案について」に係る企画提案書  
(提案がある場合のみ。様式任意)……7部
- ⑨ 仕様書「6 付加提案について」に係る収支計画書  
(提案がある場合のみ。様式任意)……7部

(2) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階  
GIFUナイトビュー事業実行委員会事務局  
(岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課内)

(3) 提出方法

- ① 前記「5(2)提出場所」に、持参又は郵送すること。

- ② 郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法を利用すること。
- (4) 受付期間
- ① 令和4年6月30日(木)から令和4年7月25日(月)まで
  - ② 持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
  - ③ 郵便の場合、受付期間に必着とする。
- (5) 受付時間
- 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (6) 提出書類に係る留意事項
- ① 提出書類全般について
    - (ア) 1事業者につき1提案とする。
    - (イ) 提出書類は、全てA4サイズとすること。
    - (ウ) 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は受け付けない。
  - ② 企画提案書等について
    - (ア) 仕様書及び次項③に基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。
    - (イ) 企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・横型・20頁以内(表紙及び目次の頁数含む)・左上1箇所綴じの印刷物とすること。
    - (ウ) 企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。
    - (エ) 企画提案書、業務実績の一覧及び実施が分かる資料については、評価の公平性を保つため、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含まないこと。
  - ③ 企画提案書記載事項
    - 以下の項目を記載すること
      1. 展示物等の企画内容、来場者数見込み
      2. 展示物等の設置・撤去の体制及びスケジュール
      3. 催事全体の管理・運営
      4. 広報・宣伝計画等
- ④ 仕様書「6 付加提案について」に係る提案がある場合は、5-(1)-⑥とは別に、5-(1)-⑧に示す付加提案に係る企画提案書を作成すること。文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・横型・10頁以内(表紙及び目次の頁数含む)・左上1箇所綴じの印刷物とすること。
- ⑤ 仕様書「6 付加提案について」に係る提案がある場合は、5-(1)-⑨に示す付加提案に係る収支計画書を作成すること。この際、来場者数見込み等に基づく事業収入、付加提案に係る支出の見積り及びその内訳を示すこと。
- (7) 提出書類の取扱い
- ① 前記「4(4)参加表明書及び企画提案書の受付期間」終了後は、実行委員会の同意なく提出書類に記載された内容を変更することを認めない。
  - ② 事業者としての選定の有無に関わらず、提出書類は一切返却しない。
  - ③ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。

- ④ 提出書類(③で複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
  - ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例28号)に基づく公開請求により公開する場合がある。
  - ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施のみに用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)の規定に準じて取り扱う。
  - ⑦ 提出書類の内容について、別途、確認することがある。
- (8) その他
- ① 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できる。
  - ② 実行委員会が必要と認めたときは、追加資料の提出を求める場合がある。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式4)を電子メールにより提出すること。その際、件名を「岐阜市の伝統文化を活用した夜間イベント企画運営等業務委託に関する質問」とすること。

### (2) 質問書の提出先メールアドレス

kankou@city.gifu.gifu.jp

### (3) 質問書の提出期限

令和4年7月7日(木)午後5時

### (4) 質問の回答予定日

令和4年7月12日(火)

### (5) 質問に対する回答方法

- ① 質問者を非公開の上、岐阜市ホームページにおいて掲載する。
- ② 質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定にあたって公平性を保つことができないと実行委員会が判断した場合は、回答しないことがある。
- ③ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

## 7 審査の方法

### (1) 審査の基準

実行委員会が設置する「岐阜市の伝統文化を活用した夜間イベント企画運営等業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が定めた評価基準に基づき、審査を行う。

### (2) 審査方法

- ① プレゼンテーションを実施した上で、審査委員会において、企画提案書、見積金額その他の提出書類及びプレゼンテーションの内容を(1)の評価基準に沿って審査し、最優秀者1者を選定する。
- ② 審査委員会の会議は、非公開で行う。
- ③ プレゼンテーションの実施時間は、1者につき30分以内とし、その後、15分程度の質疑応答を行う。

- ④ プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名までとする。
- ⑤ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションの実施順序は、提出書類の受付順とする。
- ⑦ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(3) 評価基準

- ① 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- ② 「企画提案」の評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。

	評価点数
A:とても優れている	5点
B:優れている	4点
C:普通	3点
D:あまり評価しない	2点
E:悪い	0点

- ③ 「価格評価」は、最高点を10点とし、次の算出式を用いて行う。  

$$\text{価格点} = 100 \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})$$
 ※小数点第2位を四捨五入
- ④ 審査における最低基準点は、各審査委員の持ち点(100点満点)合計の6割とし、参加事業者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行う。応募事業者が1者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定する。

(4) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 経費見積書において見積金額が予定価格を超えている場合
- ④ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑥ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、参加者宛てに文書にて速やかに通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果は、岐阜市ホームページで公表する。なお、審査結果において、契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。
- ③ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

## 8 契約候補者との協議

審査により最優秀者として選定された者と実行委員会は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。

なお、最優秀者として選定された者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

## 9 プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) この実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止する。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用等は、参加者の負担とする。
- (6) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意。代表者印及び辞退理由を記載のこと。)を、提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法を利用すること。
- (7) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象とした実行委員会による内部手続を経た上でなされるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

## 10 実行委員会事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階  
GIFUナイトビュー事業実行委員会事務局  
(岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課内)  
担当:後藤、早川  
電話:058-265-3984(直通)  
メールアドレス:[kankou@city.gifu.gifu.jp](mailto:kankou@city.gifu.gifu.jp)

別紙 評価項目一覧表

評価項目		評価視点	評価点	換算値	配点
事業内容	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性及びイベント内容を十分に理解し、独自性及び訴求力の高い提案となっているか。</li> <li>一過性のイベントではなく、地域に根付くような持続性を有した企画であるか。</li> </ul>	5	×3	15
	各エリアの演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜和傘および岐阜提灯の特性を十分に理解し、「岐阜市ならでは」の演出となっているか。</li> <li>会場全体を通して、岐阜和傘や岐阜提灯の演出との相乗効果を生む装飾に工夫が見られるか。</li> <li>各エリアの文化財、建造物及び景観を生かした演出となっているか。</li> <li>写真撮影及び SNS 発信を意識した演出となっているか。</li> <li>来場者が、岐阜和傘や岐阜提灯といった岐阜市のものづくり文化を知ることができる演出となっているか。</li> </ul>	5	×4	20
	周遊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各エリアの演出を連動させ、イベントエリア全体の周遊を促す面白味のある企画となっているか。</li> <li>対価(入場料)を求めるにあたり、魅力的な演出となっているか。</li> </ul>	5	×3	15
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要かつ十分な人員体制が計画されているか。</li> <li>各工程が無理なく計画され、適切なスケジュールが組まれているか。</li> <li>類似の事業に携わり、十分な実績をあげているか。</li> </ul>	5	×3	15
	広報・宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>より効果的な広報・宣伝計画が練られているか。</li> <li>写真や動画を関連づけながら、多方面の媒体を活用した広報・宣伝活動が可能であるか。</li> </ul>	5	×3	15
	価格	価格点	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準額(予定価格)に対し妥当であるか。  <math>100 \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})</math>                      ※小数点第2位を四捨五入                      ※価格点の上限は10点とする</li> </ul>		
付加提案	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの趣旨を理解し、その実施効果を高めるような付加提案となっているか。</li> <li>付加提案に伴い設定された入場料の金額は妥当であり、実際の集客を図ることが期待できるか。</li> </ul>	5	×2	10
合計					100